

6 地方公共団体における検証等に関する調査結果

国及び地方公共団体は、重大な子ども虐待事例についての調査研究及び検証を行うことが責務とされており、地方公共団体が行う検証については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により詳細を示している。

今回、令和 3 年 9 月 1 日現在の「地方公共団体における検証組織の設置状況」、「地方公共団体が行う検証の実施状況」及び「国の検証報告の活用状況」について調査した結果は以下のとおりである。（調査対象：地方公共団体（各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）数 72 か所）

(1) 地方公共団体における検証組織の設置状況

① 検証組織の設置の有無

地方公共団体における検証組織の設置状況については、68 地方公共団体に検証組織が「設置」されていた。「未設置」の 4 か所は、「次年度に設置予定」（1 か所）、「設置予定なし」（2 か所）、「不明・未記入」（1 か所）となっていた。

そのうち、検証組織が「常設」である地方公共団体は 51 か所、「事例毎に随時設置」される地方公共団体は 17 か所であった。

検証組織を設置していない理由については、「対象となる事例がない」（2 か所）、「死亡事例が発生した際に設置することになっている」（2 か所）であった。

表 2-1-1-1-1 検証組織の設置状況

区分		地方公共団体数	設置率
設置		68	94.4%
内訳	常設	51	
	事例毎に随時設置	17	
未設置		4	5.6%
内訳	今年度内に設置予定	0	
	次年度に設置予定	1	
	時期未定だが設置予定	0	
	設置予定なし	2	
	不明・未記入	1	
計		72	

表 2-1-1-2 検証組織を設置していない理由

区分	地方公共団体数	構成割合
対象となる事例がない	2	50.0%
委員がいない	0	0.0%
事務局の運営	0	0.0%
死亡事例が発生した際に設置することとなっている	2	50.0%
その他	0	0.0%
計	4	100.0%

② 検証組織の設置形態

検証組織の設置形態は、「都道府県児童福祉審議会の下部組織として設置」している地方公共団体が 28 か所（41.2%）、「地方社会福祉審議会の下部組織として設置」している地方公共団体が 30 か所（44.1%）、「独立して設置」をしている地方公共団体が 6 か所（8.8%）であった。

表 2-1-2 検証組織の設置形態

区分	地方公共団体数	構成割合
都道府県児童福祉審議会の下部組織として設置	28	41.2%
地方社会福祉審議会の下部組織として設置	30	44.1%
独立して設置	6	8.8%
その他	4	5.9%
計	68	100.0%

③ 検証組織の設置要綱の有無

検証組織の設置要綱がある地方公共団体は、61 か所（89.7%）であった。

表 2-1-3 検証組織の設置要綱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
あり	61	89.7%
なし	7	10.3%
計	68	100.0%

④ 検証対象の範囲

検証対象の範囲について、検証組織が検証する対象の範囲を「定めている」地方公共団体は43か所（63.2%）であった。

また、検証組織が定めている検証対象の範囲の内容は、「重大事例（死亡事例を含む。）を対象」が31か所（72.1%）で最も多く、次いで「『死亡事例のみ』または『重大事例（死亡事例を含む。）を対象』のうち、関係機関の関与状況により判断」が9か所（20.9%）であった。

表2-1-4-1 検証対象の範囲の定め

区分	地方公共団体数	構成割合
定めている	43	63.2%
定めていない	25	36.8%
計	68	100.0%

表2-1-4-2 検証対象の範囲の内容

区分	地方公共団体数	構成割合
1. 死亡事例のみ	2	4.7%
2. 重大事例(死亡事例を含む。)を対象	31	72.1%
3. 1または2のうち、関係機関の関与の状況により判断	9	20.9%
4. その他	1	2.3%
計	43	100.0%

⑤ 事務局の設置場所

事務局の設置場所について、「都道府県等（児童福祉担当部署）」は60か所（88.2%）であった。

また、検証委員の委嘱について、「委嘱している」地方公共団体は64か所（94.1%）であった。

表2-1-5-1 事務局の設置場所

区分	地方公共団体数	構成割合
都道府県等(児童福祉担当部署)	60	88.2%
児童相談所	2	2.9%
その他	1	1.5%
未記入	5	7.4%
計	68	100.0%

表2-1-5-2 検証委員の委嘱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
調査時点で委嘱していない	2	2.9%
委嘱している	64	94.1%
未記入	2	2.9%
計	68	100.0%

⑥ 検証組織の構成員

調査時点に検証組織の構成員を委嘱している地方公共団体 64 か所において、構成員の数は「5人」が 26 か所 (40.6%) と最も多く、次に「6人」が 14 か所 (21.9%) となっていた。なお、構成員の人数の平均は約 6.1 人であった。

検証組織の構成員の職種、所属等については、「大学等の教育研究機関の教員・研究者^{注 10)}」「医師^{注 11)}」「弁護士」が 9 割以上の地方公共団体で委嘱されており、次いで「児童福祉施設関係（協議会等を含む。）」(50.0%)、「民生児童委員・児童委員（協議会等を含む。）」(35.9%) であった。「その他」については、臨床心理士・公認心理師等や社会福祉士、教育関係者、社会的養護経験者、カウンセラー等であった。

委嘱されている「大学等の教育研究機関の教員・研究者」の専門については、「児童福祉分野」が 31 か所 (51.7%) と最も多く、次いで「心理部門（児童心理、臨床心理を含む。）」が 30 か所 (50.0%)、「社会福祉分野」24 か所 (40.0%) であった。

また、「医師」の専門については、「小児科医」が 50 か所 (79.4%) と最も多く、次いで「児童精神科医」が 20 か所 (31.7%)、「精神科医」が 19 か所 (30.2%)、であった。

表 2-1-6-1 検証委員の人数

人数	地方公共団体数	構成割合
4人	3	4.7%
5人	26	40.6%
6人	14	21.9%
7人	9	14.1%
8人	8	12.5%
9人	2	3.1%
10人	2	3.1%
計	64	100.0%

平均 6.1 人

注 10) 医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く。以下同じ。

注 11) 大学等の研究教育機関の医師を含み、保健・公衆衛生の医師を除く。以下同じ。

表 2-1-6-2 検証委員の内訳（複数回答）

区分	地方公共団体数(64 か所)	構成割合
大学等の教育研究機関の教員・研究者	60	93.8%
医師	63	98.4%
弁護士	63	98.4%
児童福祉施設関係(協議会等を含む。)	32	50.0%
民生児童委員・児童委員(協議会等を含む。)	23	35.9%
保健・公衆衛生関係	13	20.3%
児童相談所関係	3	4.7%
保育所関係(保育協議会等を含む。)	8	12.5%
社会福祉協議会	3	4.7%
小学校・中学校の校長会	6	9.4%
家庭裁判所関係(調査官等)	1	1.6%
里親会	5	7.8%
警察	1	1.6%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%
母子寡婦福祉連合会	2	3.1%
その他	24	37.5%

表 2-1-6-3 教員・研究者の専門分野（複数回答）

教員・研究者の専門分野	地方公共団体数(60 か所)	構成割合
児童福祉分野	31	51.7%
社会福祉分野	24	40.0%
心理部門(児童心理、臨床心理を含む)	30	50.0%
教育部門	9	15.0%
保育部門	4	6.7%
看護・保健分野	12	20.0%
その他	3	5.0%

表 2-1-6-4 「医師」の専門分野（複数回答）

区分	地方公共団体数(63か所)	構成割合
小児科医	50	79.4%
児童精神科医	20	31.7%
産婦人科医	3	4.8%
精神科医	19	30.2%
法医学(監察医、解剖医含む)	1	1.6%
保健・公衆衛生関係	1	1.6%
その他	3	4.8%

(2) 地方公共団体が行う検証の実施状況

① 令和元年度に地方公共団体が把握した子ども虐待による死亡事例

令和元年度に子ども虐待による死亡事例を把握した地方公共団体は、25 か所（34.7%）であり、5 例以上を把握した地方公共団体は 2 か所（8.0%）であった。把握した事例数が最も多い地方公共団体では、17 事例を把握していた。

表 2-2-1-1 令和元年度の子ども虐待による死亡事例の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
事例があった	25	34.7%
事例はない	47	65.3%
計	72	100.0%

表 2-2-1-2 地方公共団体当たりの事例数

区分	地方公共団体数	構成割合
1例	15	60.0%
2例	6	24.0%
3例	2	8.0%
4例	0	0.0%
5例以上	2	8.0%
計	25	100.0%

② 地方公共団体による検証の実施状況

令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例の検証の実施状況は、「検証していない」地方公共団体は10か所（40.0%）、「検証した」地方公共団体は9か所（36.0%）、「複数事例のうち一部検証した／一部検証中」事例がある地方公共団体は4か所（16.0%）、「検証中」の事例がある地方公共団体は1か所（4.0%）であった。

「検証していない」理由（複数回答）としては、「行政機関が関わった事例ではないため」が約4割を占めており、「その他」の中には、「検討中」「虐待対応担当部署との関わりがない」等があった。

また、心中以外の虐待死の事例のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市区町村（虐待対応担当部署）の関与事例」は3例であった。一方、心中による虐待死事例（未遂含む）のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市区町村（虐待対応担当部署）の関与事例」は1例であった。

また、検証の際の関係者へのヒアリングについて、「ヒアリングした」は15例（51.7%）、「ヒアリングしていない」は14例（48.3%）であった。

ヒアリングをしていない理由としては、「その他」が14例（100%）であり、「いずれの機関の関与もなかったためや裁判傍聴により情報を入手」といったことがあげられた。

その他、現地視察の実施については、「実施していない」は25例（86.2%）であった。

表2-2-2-1 地方公共団体による検証状況

区分	地方公共団体数	構成割合
検証していない	10	40.0%
複数事例のうち一部検証した／一部検証中である	4	16.0%
検証した	9	36.0%
検証中である	1	4.0%
検証予定	1	4.0%
計	25	100.0%

表 2-2-2-2 検証していない理由（複数回答）

区分	検証していない事例数(24例)	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	10	41.7%
裁判中のため	1	4.2%
その他	12	50.0%
不明・未記入	1	4.2%
計	24	100.0%

表 2-2-2-3 地方公共団体による検証状況と児童相談所等の関与状況

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
検証していない事例	15	9	24
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	3	1	4
検証した事例	27	2	29
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	10	2	12
検証中の事例	1	1	2
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	1	1	2
計	43	12	55

表 2-2-2-4 検証の際、関係者のヒアリングの有無

区分	検証事例数	構成割合
ヒアリングしていない	14	48.3%
ヒアリングした	15	51.7%
計	29	100.0%

表 2-2-2-5 ヒアリングしていない理由（複数回答）

区分	検証事例数(14例)	構成割合
情報が揃っていたため	1	7.1%
時間的制約のため	0	0.0%
予算がない	0	0.0%
その他	14	100.0%

その他：いずれの機関の関与もなかったため、裁判傍聴により情報を入手した

表 2-2-2-6 現地視察の実施の有無

区分	検証事例数	構成割合
実施していない	25	86.2%
実施した	4	13.8%
計	29	100.0%

③ 地方公共団体における検証報告書数

令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、13 か所の地方公共団体が検証を行い、作成した検証報告書数は 29 報告書であった。第 17 次報告における 14 地方公共団体、27 報告書と比較すると、検証を実施した自治体は 1 か所減少している。

表 2-2-3 地方公共団体による検証報告書数

検証事例数	地方公共団体数	計
1	12	12
17	1	17
計	13	29

④ 地方公共団体による検証にかかった期間

地方公共団体が令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証にかかった期間は、「12 か月以上」が 20 事例（69.0%）で最も多く、最短では「3 か月未満」、最長では「16 か月」かかっており、平均では 13.1 か月であった。

表 2-2-4 検証にかかった期間

区分	検証事例数	構成割合
3か月未満	1	3.4%
3か月	0	0.0%
4か月	1	3.4%
5か月	0	0.0%
6か月	1	3.4%
7か月	0	0.0%
8か月	1	3.4%
9か月	1	3.4%
10か月	2	6.9%
11か月	2	6.9%
12か月以上	20	69.0%
計	29	100.0%

平均 13.1 か月

⑤ 地方公共団体による検証における支障の有無

地方公共団体が令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証において、検証における支障が「ない」とした検証報告書は8報告（27.6%）であり、支障が「あり」とした検証報告書は21報告（72.4%）であった。

また、支障が「あり」としたその内容は、「関係機関の関与がなく情報がない」が16報告（76.2%）と最も多く、次いで「警察から情報が得られない」が4報告（19.0%）であった。

表2-2-5 検証における支障の有無

区分		検証事例数 (29例)	構成割合
支障はない		8	27.6%
支障あり		21	72.4%
内訳 (複数回答)	医療機関から情報が得られない	1	4.8%
	警察から情報が得られない	4	19.0%
	家庭裁判所から情報が得られない	2	9.5%
	保育所等から情報が得られない	0	0.0%
	学校から情報が得られない	0	0.0%
	時間が経っており関係資料がない	0	0.0%
	関係機関の関与がなく情報がない	16	76.2%
	その他	5	23.8%

⑥ 地方公共団体の検証報告書の周知方法

令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体による検証報告書の周知方法は、第17次報告と同様、関係部署や関係機関、要保護児童対策地域協議会といった関係者への配布や研修・会議での使用のほか、ホームページへ掲載し、広く一般向けに周知を行っていた。

また、「関係者への研修・会議で使用」の際の関係者は児童相談所、市区町村、児童委員・民生児童委員、保健所、教育委員会が多くあげられていた。

表2-2-6-1 検証報告書の周知方法（複数回答）

区分	検証事例数(29例)	構成割合
関係部署へ配布	28	96.6%
関係機関へ配布	28	96.6%
要保護児童対策地域協議会にて配布	24	82.8%
記者発表	7	24.1%
ホームページへ掲載	26	89.7%
広報誌へ掲載	2	6.9%
関係者への研修・会議で使用	25	86.2%
フォーラム・住民向け会議を開催	0	0.0%
その他	2	6.9%

表2-2-6-2 検証報告書の周知方法「関係者への研修・会議で使用」における関係者
(複数回答)

区分	検証事例数(25例)	構成割合
児童相談所	25	100.0%
市区町村	24	96.0%
福祉事務所	4	16.0%
家庭児童相談室	6	24.0%
児童委員・民生児童委員	21	84.0%
保健所	21	84.0%
保育所・認定こども園・幼稚園	4	16.0%
学校	3	12.0%
教育委員会	20	80.0%
医療機関	2	8.0%
警察	3	12.0%
配偶者暴力相談支援センター	2	8.0%
その他	2	8.0%

⑦ 地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無

令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言については、「対応していない」自治体が1か所（3.4%）あった。また、今後の予定は、「対応の予定はない」となっている。

表2-2-7 検証報告の提言に対する対応の有無

区分	検証事例数	構成割合
対応していない	1	3.4%
今年度対応予定	0	/
次年度対応予定	0	
時期は未定だが対応予定	0	
対応の予定はない	1	
一部対応している	3	10.3%
全て対応している	25	86.2%
計	29	100.0%

⑧ 地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、検証報告の提言を「一部対応している」および「全て対応している」地方公共団体28か所のうち、提言の取組状況を「公表した」検証報告書は4例（14.3%）であった。また、「公表した」具体的な方法は、「記者発表」2例、「ホームページへ掲載」1例、「その他」2例となっている。

表2-2-8 検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

区分	検証事例数	構成割合
公表していない	24	85.7%
公表した	4	14.3%
内訳 (複数回答)		/
記者発表	2	
ホームページへ掲載	1	
その他	2	
計	28	100.0%

⑨ 検証していない事例について

令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体が検証を行っていない事例について、「心中以外の虐待死」は15例、「心中による虐待死（未遂を含む）」は8例であった。

また、関係機関の関与については、「いずれの機関も関与なし」13例、「その他」7例となっている。

検証していない理由は、「行政機関が関わった事例ではないため」10例であった。「その他」として、「検討中」、「虐待事例と判断していなかった」等があった。

表2-2-9-1 検証をしていない事例について、心中（未遂を含む）・心中以外の虐待死の別

区分	事例数(24例)	構成割合
心中による虐待死(未遂を含む)	8	33.3%
心中以外の虐待死	15	62.5%
未記入	1	4.2%
計	24	100.0%

表2-2-9-2 関係機関の関与（複数回答）

区分	事例数(24例)	構成割合
児童相談所	4	16.7%
市区町村(虐待対応担当部署)	3	12.5%
その他	7	29.2%
いずれの機関も関与なし	13	54.2%
未記入	1	4.2%

表2-2-9-3 検証していない理由（複数回答）

区分	事例数(24例)	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	10	41.7%
裁判中のため	1	4.2%
その他	12	50.0%
未記入	1	4.2%

(3) 国の検証報告の活用状況

国の検証報告である第16次報告について、公表から1年を経過した後の活用状況について調査を行った。

① 第16次報告の周知

4か所を除く68か所(94.4%)で「関係部署へ配布」されており、次いで「関係機関への配布」が64か所(88.9%)で行われていた。

また、配布している関係機関先については、「福祉事務所」、「家庭児童相談室」、「保健所」が多く挙げられていた。

表2-3-1-1 第16次報告の周知先(複数回答)

区分	地方公共団体数(72か所)	構成割合
関係部署へ配布	68	94.4%
関係機関へ配布	64	88.9%
要保護児童対策地域協議会にて配布	18	25.0%
ホームページへ掲載	1	1.4%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修・会議で使用	23	31.9%
その他	7	9.7%

表2-3-1-2 「関係機関へ配布」の関係機関(複数回答)

区分	地方公共団体数(64か所)	構成割合
福祉事務所	50	78.1%
家庭児童相談室	43	67.2%
児童委員・民生児童委員	7	10.9%
保健所	35	54.7%
保育所・認定こども園・幼稚園	7	10.9%
学校	7	10.9%
教育委員会	25	39.1%
医療機関	15	23.4%
配偶者暴力相談支援センター	12	18.8%
警察	13	20.3%
その他	26	40.6%

② 第 16 次報告の提言を踏まえての取組状況

第 16 次報告の提言を踏まえての取組状況については、地方公共団体の約 7 割以上が提言について、「既に対応済み」又は「取り組んだ」と回答した状況であった。特に提言「A4. 特定妊婦に関する、母子保健担当部署と虐待担当部署等が連携した支援」、「B1. 不適切な養育や発達段階を考慮した子育てについての保護者への周知」「C1. 関係機関間で見守る場合の見守り内容の明確化」、「D1. 一時保護解除・施設退所等に向けた、入所中からの要対協登録等と継続支援」、「E1. 弁護士や医師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークの実施」、「F1. DV と虐待に密接な関係があること等、対応に留意すべき点を念頭に置いた情報収集の実施」、「F2. 対応すべき基本的な事項の点検」については、9 割以上の地方公共団体が「既に対応済み」もしくは「第 16 次報告公表後に取り組んだ」と回答していた。

一方で、提言に取り組んでいない共通の理由として、「A1. 若年者や外国人にも届きやすい妊娠・出産や経済的支援等に関する情報発信」や「A3. 予期しない妊娠や子育てに関する SNS 等を活用した相談など相談体制の整備の検討」では「取り組んでいない」地方公共団体の約半数で「予算がない」が挙げられている。また、取り組んでいない「その他」の理由としては、「A2. 妊婦健康診査未受診者への対応の徹底」では「正確な把握が困難、未受診を把握する方法がない」、「A3. 予期しない妊娠や子育てに関する SNS 等を活用した相談など相談体制の整備の検討」では「専門職員を配置する体制整備ができていない、実施可能な委託先施設がない」等が挙げられている。その他多くの提言で「人員、委託先、社会資源の問題」も挙げられていたが、「検討中」との回答も多くあった。

「第 16 次報告公表後に取り組んだ」の構成割合に着目すると、「A3. 予期しない妊娠や子育てに関する SNS 等を活用した相談など相談体制の整備の検討」が 15.3%と最も高くなっている。

表 2-3-2-1 第16次報告の提言に対する取組

(A. 妊娠期から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化)

区分	地方公共団体総数	2020年9月30日以前に既に対応済み		第16次報告公表後(2020年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
								予算がない	得られない組織の合意が	その他
A1.「若年者や外国人にも届きやすい妊娠・出産や経済的支援等に関する情報発信」	72	55	76.4%	6	8.3%	11	15.3%	6	0	5
A2.「妊婦健康診査未受診者への対応の徹底」	72	63	87.5%	1	1.4%	8	11.1%	1	0	7
A3.「予期しない妊娠や子育てに関するSNS等を活用した相談など相談体制の整備の検討」	72	39	54.2%	11	15.3%	22	30.6%	10	3	14
A4.「特定妊婦に関する、母子保健担当部署と虐待担当部署等が連携した支援」	72	66	91.7%	1	1.4%	5	6.9%	1	0	4
A5.「妊娠SOS等を含むアウトリーチ型支援の検討」	72	49	68.1%	5	6.9%	18	25.0%	5	1	14

その他の理由：

- A1 市町村により状況が異なる、令和4年度から取り組む予定、等
- A2 正確な把握が困難、未受診を把握する方法がない、等
- A3 専門職員を配置する体制整備ができていない、実施可能な委託先施設がない、等
- A4 今後検討予定、等
- A5 社会資源がない、委託できるNPO等が無い、等

表 2-3-2-2 第16次報告の提言に対する取組

(B. 保護者及び関係者を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発)

区分	地方公共団体総数	2020年9月30日以前に既に対応済み		第16次報告公表後(2020年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
								予算がない	得られない組織の合意が	その他
B1.「不適切な養育や発達段階を考慮した子育てについての保護者への周知」	72	67	93.1%	2	2.8%	3	4.2%	1	0	2

その他の理由：市町村が実施主体のため、等

表 2-3-2-3 第 16 次報告の提言に対する取組
(C. 関係機関間で見守る場合の見守り内容の明確化)

区分	地方公共団体総数	2020年9月30日以前に既に対応済み		第16次報告公表後(2020年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
								予算がない	得られない組織の合意が	その他
C1.「関係機関間で見守る場合の見守り内容の明確化」	72	63	87.5%	5	6.9%	4	5.6%	0	0	4
C2.「民間のサポート事業等も活用した支援」	72	54	75.0%	5	6.9%	13	18.1%	3	1	8

その他の理由：

- C1 市町村ごとの取組であり県として特に明確化していない、ケースごとに対応が異なる、等
- C2 市町村で対応しており、県事業はない、社会資源がない、等

表 2-3-2-4 第 16 次報告の提言に対する取組
(D. 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントと確実な継続支援の実施)

区分	地方公共団体総数	2020年9月30日以前に既に対応済み		第16次報告公表後(2020年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
								予算がない	得られない組織の合意が	その他
D1.「一時保護解除・施設退所等に向けた、入所中からの要対協登録等と継続支援」	72	66	91.7%	1	1.4%	5	6.9%	0	0	5

その他の理由：各地区や家庭復帰時の状況によるため、等

表 2-3-2-5 第 16 次報告の提言に対する取組
(E. 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化)

区分	地方公共団体総数	2020年9月30日以前に既に対応済み		第16次報告公表後(2020年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
								予算がない	得られない 組織の合意が	その他
E1.「弁護士や医師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークの実施」	72	71	98.6%	0	0.0%	1	1.4%	0	0	1

その他の理由：検討中

表 2-3-2-6 第 16 次報告の提言に対する取組
(F. 適切な対応につなげるための相談技術の向上)

区分	地方公共団体総数	2020年9月30日以前に既に対応済み		第16次報告公表後(2020年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
								予算がない	得られない 組織の合意が	その他
F1.「DVと虐待に密接な関係があること等、対応に留意すべき点を念頭に置いた情報収集の実施」	72	70	97.2%	1	1.4%	1	1.4%	0	0	1
F2.「対応すべき基本的な事項の点検」	72	66	91.7%	3	4.2%	3	4.2%	0	0	3

その他の理由：

F1 検討中

F2 児童相談所・市町村研修について今後検討予定、等